平成26年度医薬分業指導者協議会

日本薬剤師会の活動

平成27年3月23日（月）
中央合同庁舎5号館講堂

公益社団法人　日本薬剤師会
専務理事　寺山善彦

Japan Pharmaceutical Association

公益社団法人 日本薬剤師会

（日本薬剤師会定款 第3条）
本会は、都道府県を活動区域とする薬剤師会（以下「都道府県薬剤師会」という。）との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、国民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

設　立:	明治26（1893）年6月11日
所在地:	東京都新宿区四谷三丁目3番地1
会　長:	山本　信夫
会員数:	100,818名（平成26年10月末現在）

Japan Pharmaceutical Association

業　種　別　比　率

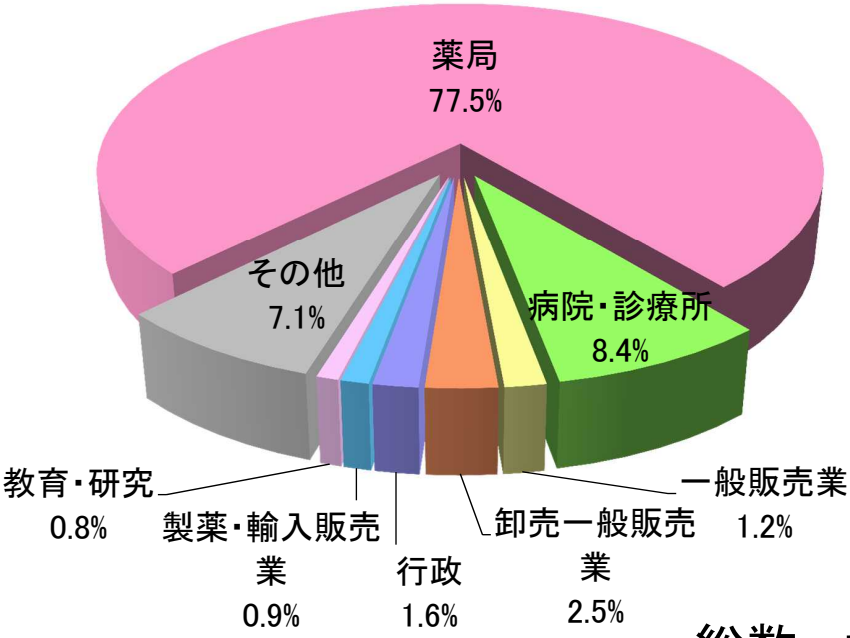

総数:　100,818名

（平成26年10月末現在）

Japan Pharmaceutical Association

組　織　図

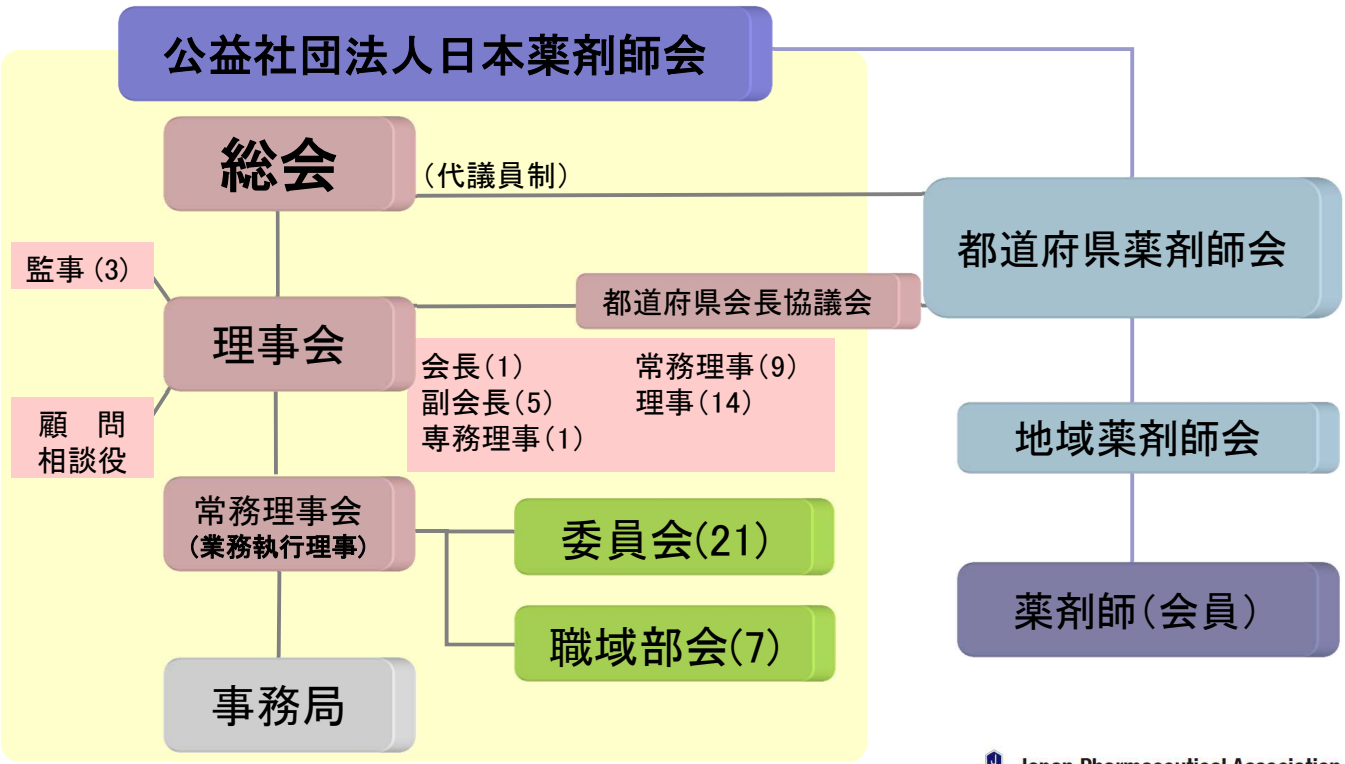

Japan Pharmaceutical Association

日本薬剤師会の主な課題

1. 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業の推進
2. 地域における医療・介護提供体制と薬剤師
3. 危険ドラッグ対策の強化
4. 税制改正要望について

薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業の推進

地域における薬局の役割

社会保障制度改革への貢献

地域医療連携、地域包括ケアシステム、在宅医療・介護応需体制
処方箋等応需体制（すべての医薬品、医療用麻薬、無菌製剤等）
医薬品適正使用、医薬品副作用等早期発見、多職種連携など

健康づくりへの貢献

疾病予防、疾病の早期発見、重症化予防、健康寿命の延伸、健康づくり・管理、健康情報の発信、医薬品情報・相談、薬乱防止、セルフメディケーション支援、医薬品の副作用有害事象発見、環境・衛生への支援、くすり教育など

薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進

平成26年度予算：239,277千円

●日本再興戦略（6月14日　閣議決定）【抜粋】
○予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり
「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。」

薬局の現状の問題点

○一般用医薬品を取り扱わない薬局が多数
○薬局の業務も処方箋に基づく調剤業務が殆ど
○地域の健康づくりの拠点になるような取組が不十分
○医薬分業についての十分な理解が得られていない

健康情報の拠点薬局

【健康情報拠点薬局となるため、処方せん応需のほか】
①すべての医薬品供給拠点
②住民の健康づくり支援・相談機能
③住民自らの健康チェック検査の支援・対応
④多職種との連携
⑤在宅医療の取り組み

拠点薬局モデル事業の実施

<拠点薬局としての充実・強化>
●セルフメディケーション推進のための実施計画策定【必須】
●一般用医薬品等の適正使用に関する健康相談窓口の設置や普及啓発【必須】
←一般用医薬品等の適正使用に関する相談窓口の設置や適正使用に関する啓発資材の作成・配布
◇ セルフメディケーション推進のためのセミナーの開催等【以下のメニューから適宜選択】
←食生活（健康食品含む）、禁煙、心の健康、高齢者（介護）、アルコール、在宅医療
◇ 健康チェックの支援・対応【選択】
←健康チェックを行う体制（血圧計などの検査機器を設置し、消費者が継続的に薬局を訪問し利用することで、相談窓口やセミナーを活用するなど、セルフメディケーションの意識付けを図る）

厚生労働省資料一部改変

都道府県における事業項目例（抜粋）

- ○ セルフメディケーション支援薬局の整備
  （食生活、禁煙、こころの健康、薬物・アルコール乱用・依存防止啓発等）
- ○ くすり・健康の相談窓口（健診受診率向上、セルフメディケーション推進等）
- ○ 健康ライフサポート相談薬局（仮称）養成
- ○ 自己検査のサポート体制整備
- ○ 血圧計などの健康機器を用いた健康サポート・相談
- ○ 食事や運動に関する啓発（研修会、相談会、フォーラム開催等）
- ○ 介護予防に関するサポート（認知症早期発見）
- ○ 健康づくり・在宅医療支援薬局
- ○ 健康支援薬剤師の養成
- ○ 健康づくり支援薬局認定
- ○ 腎臓機能評価に基づく健康拠点薬局
- ○ 肝炎医療のための啓発・受診勧奨
- ○ 訪問看護ステーション・医療機関との連携による在宅医療服薬支援
- ○ 高齢者・要介護者に対する服薬管理支援（お薬手帳、お薬整理ツールなど）
- ○ 医薬品の服用・使用に関する相談サポート
- ○ 残薬に関する調査
- ○ 電子お薬手帳の整備

「日本再興戦略」改訂2014

中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸②」

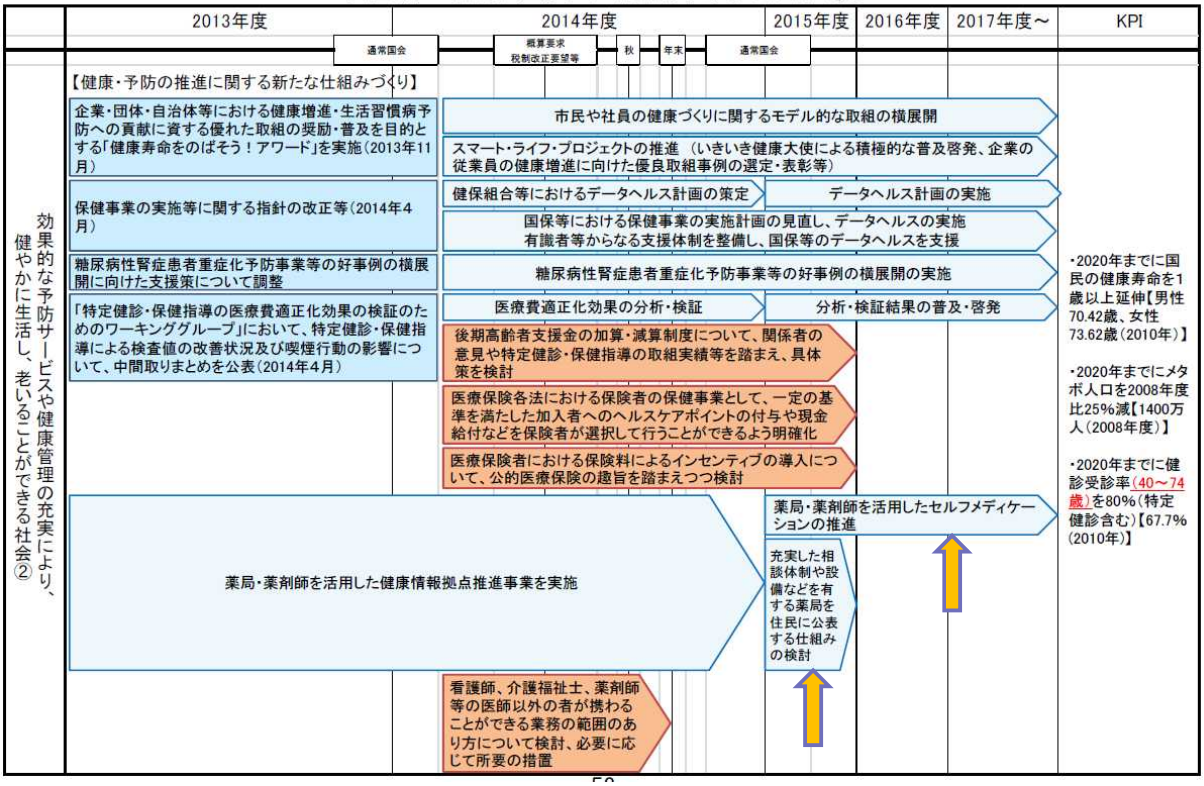

薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進

平成27年度予算案 223百万円

●「「日本再興戦略」改訂2014」の中短期工程表（平成26年6月24日　閣議決定）
【抜粋】
① 薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進
② 充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討

薬局の現状の問題点
○一般用医薬品を取り扱わない薬局が多数
○薬局の業務も処方箋に基づく調剤業務が殆ど
○地域の健康づくりの拠点になるような取組が不十分
○医薬分業についての十分な理解が得られていない

薬局・薬剤師を活用したモデル事業の推進

委託先：都道府県（再委託可）

○平成26年度の事業を踏まえた事業を展開
セルフメディケーションに効果的な事業の充実・発展

＜平成26年度モデル事業の例＞
◇一般用医薬品等の適正使用に関する相談窓口の設置や適正使用に関する啓発資材の作成・配布
◇セルフメディケーション推進のためのセミナーの開催（食生活、禁煙、心の健康、高齢者、アルコール、在宅医療）
◇血圧計などの検査機器を用いた健康チェックを行う体制の整備
◇薬の適正使用、健康づくり等に役立つ「電子版お薬手帳」の普及
etc.

【事業例】
平成26年度事業を踏まえ、
・把握できた課題の改善
・事業規模の拡大
（内容や対象薬局数の拡大、他都道府県との連携など）
・他都道府県の事業の導入
etc.

充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討

○健康情報拠点としてふさわしい薬局
（健康ナビステーション（仮称））の基準の作成等

【健康ナビステーション（仮称）概要】
①すべての医薬品供給拠点
②住民の健康相談応需機能
③住民自らの健康づくりの支援機能
④かかりつけ医やケアマネージャーなど多職種との連携
⑤在宅医療の取り組み
【基準案】
・健康相談体制・設備
・要指導・一般用医薬品の販売体制
・他機関との連携　etc.

より効果的な取組を全国展開し、
国民が健康ナビステーション（仮称）に容易にアクセスできるようにすることで
国民のセルフメディケーションの推進を図る。

厚生労働省資料

事業が目指すもの

薬局としての責務を果たし、地域の医療・保健に貢献する（⇒社会に見せていく）

薬剤師の職能を最大限に発揮する薬局として薬局の姿を変えていく（薬局の多様な機能の充実）

事業で行うべきこと

- 薬局の機能の充実・強化
- 地域の保健・医療体制、地域社会との連動

↓

薬局サービスの充実だけではなく、
システムとして機能していくことを目指す

- 薬局が地域の医療・保健に貢献していることの実証（結果を出す）

↓

この予算だから、事業だからではなく、
今、薬局がやらなければならないこと

地域における医療・介護提供体制と薬剤師

社会保障制度改革の流れ

社会保障・税一体改革大綱（H24.2閣議決定）

↓

関連法（社会保障改革推進法等）の制定・改正（H24.8）

↓

社会保障制度改革国民会議報告書（H25.8）

↓

推進法第4条に基づく法制上の措置（H25.8閣議決定）

↓

社会保障改革プログラム法成立（H25.12）

↓

消費税率5%から8%に（H26.4）

↓

医療介護総合確保推進法成立（H26.6）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

概　要

1．新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）

①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、**消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置**

②**医療と介護の連携を強化**するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

2．地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

①医療機関が都道府県知事に**病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、**都道府県は、それをもとに**地域医療構想（ビジョン）**（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定

②**医師確保支援**を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

3．地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

①在宅医療・介護連携の推進などの**地域支援事業の充実**とあわせ、**予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化**　※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業

②**特別養護老人ホーム**について、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化

③**低所得者の保険料軽減を拡充**

④**一定以上の所得のある利用者の自己負担を２割へ引上げ**（ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き）

⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する**「補足給付」の要件に資産などを追加**

4．その他

①診療の補助のうちの**特定行為を明確化**し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設

②**医療事故に係る調査の仕組み**を位置づけ

③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置

④介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）

施行期日

平成２６年６月２５日。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年４月以降など、順次施行。

厚生労働省資料一部改変

医療・介護機能再編の方向性イメージ

○ 病院・病床機能の役割分担を通じてより効果的・効率的な提供体制を構築するため、「高度急性期」、「一般急性期」、「亜急性期」など、ニーズに合わせた機能分化・集約化と連携強化を図る。併せて、地域の実情に応じて幅広い医療を担う機能も含めて、新たな体制を段階的に構築する。医療機能の分化・強化と効率化の推進によって、高齢化に伴い増大するニーズに対応しつつ、概ね現行の病床数レベルの下でより高機能の体制構築を目指す。
○ 医療ニーズの状態像により、医療・介護サービスの適切な機能分担をするとともに、居住系、在宅サービスを充実する。

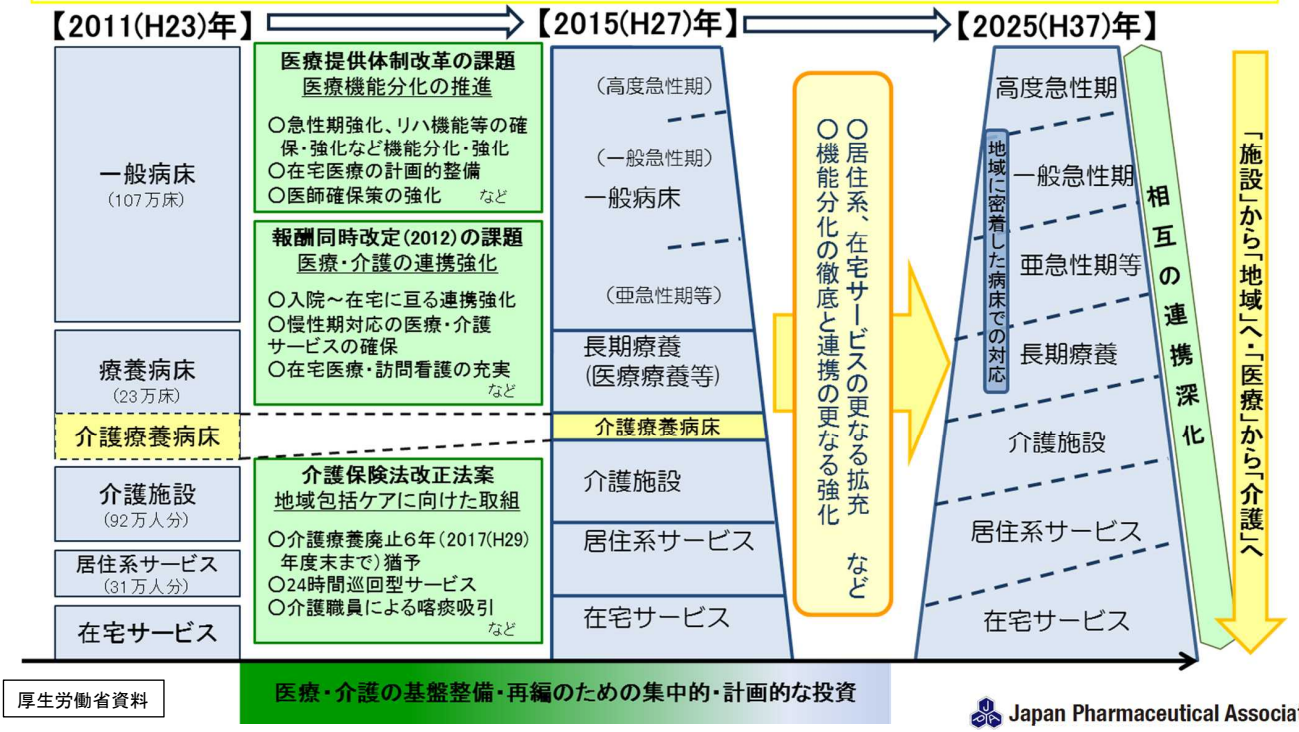

厚生労働省資料

Japan Pharmaceutical Association

医療機能の分化連携の取り組みの流れ

【病床機能報告制度の運用開始】(平成26年度～)
・医療機関が担っている医療機能を都道府県に報告(※)

※ 報告の基準は、当初は「定性的な基準」であるが、報告内容を分析して、今後、「定量的な基準」を定める。

【地域医療ビジョンの策定】(平成27年度～)
・都道府県において地域医療ビジョンの策定。
・地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度等により医療機関から報告された情報等を活用し、二次医療圏等ごとに、各医療機能の必要量（２０２５年時点）等を含む地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示す。

現行の医療法の規定により、案の作成時に、診療又は調剤の学識経験者の団体の意見を聴く。

現行の医療法の規定により、策定時に医療審議会及び市町村の意見を聴く。
※意見聴取の対象に、保険者協議会を追加。

【医療機関による自主的な機能分化・連携の推進】
・ 医療機能の現状と、地域ごとの将来の医療需要と各医療機能の必要量が明らかになったことにより、将来の必要量の達成を目指して、医療機関の自主的な取組みと医療機関相互の協議により機能分化・連携を推進

診療報酬と新たな財政支援の仕組みによる機能分化・連携の支援

【都道府県の役割の強化】
○ 医療機関や医療保険者等の関係者が参画し、個々の医療機関の地域における機能分化・連携について協議する「協議の場」の設置
○ 医療と介護の一体的推進のための医療計画の役割強化(介護保険の計画との一体的な策定)

機能分化・連携を実効的に推進

厚生労働省資料

Japan Pharmaceutical Association

地域包括ケアシステム

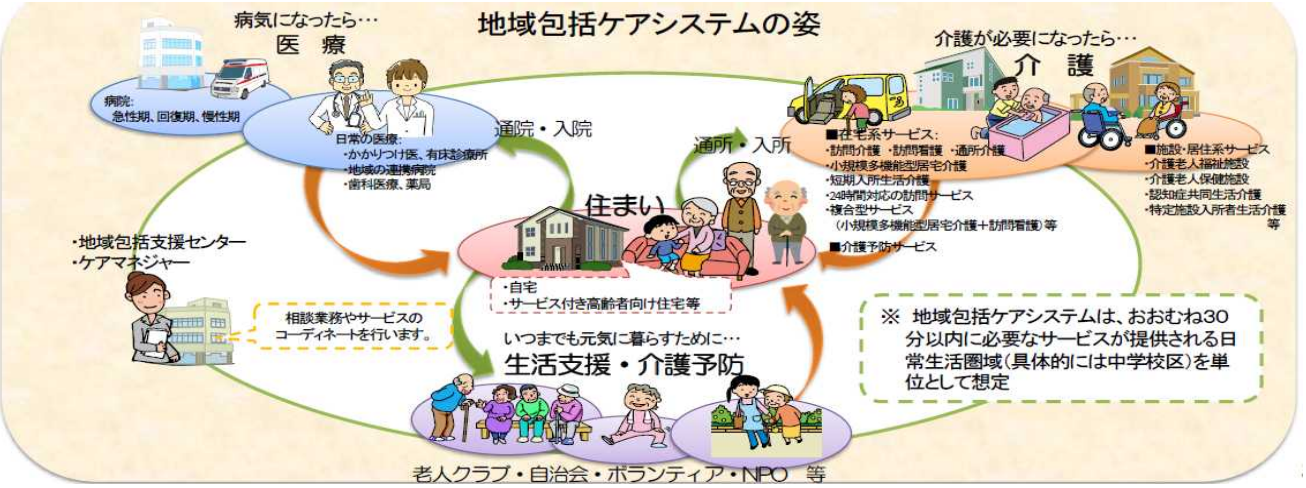

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。

○ 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。

地域包括ケアシステム

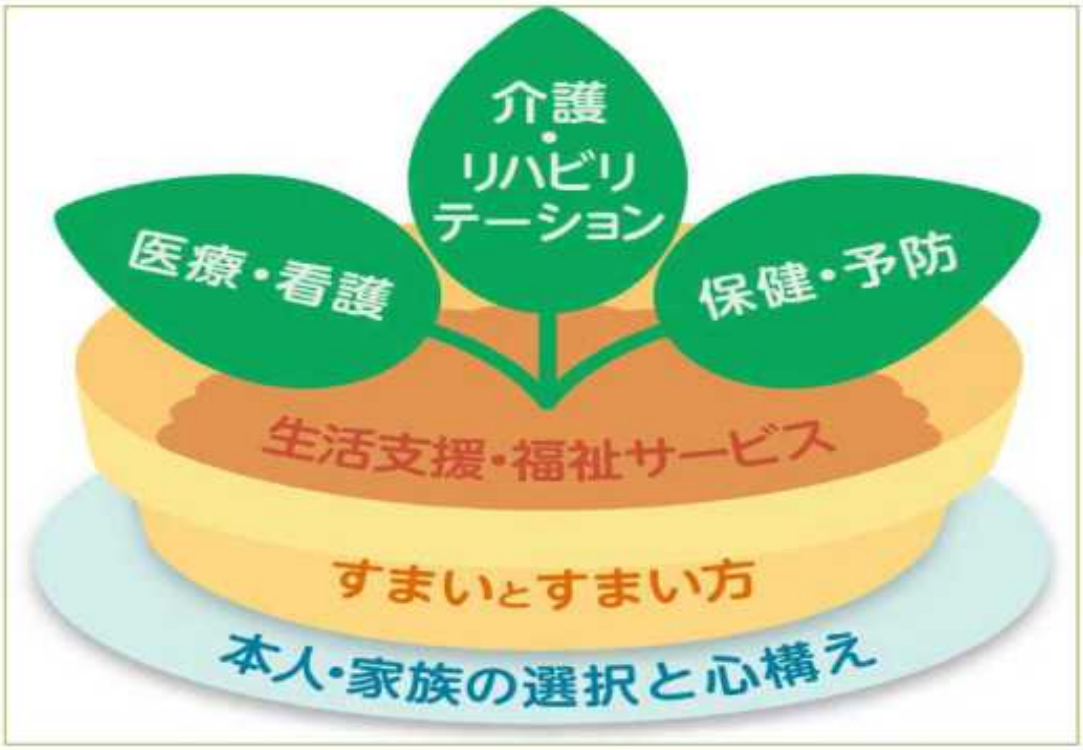

出典：平成25年3月　地域包括ケア研究会報告書
「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」より

地域における医療及び介護を総合的に確保するための仕組み

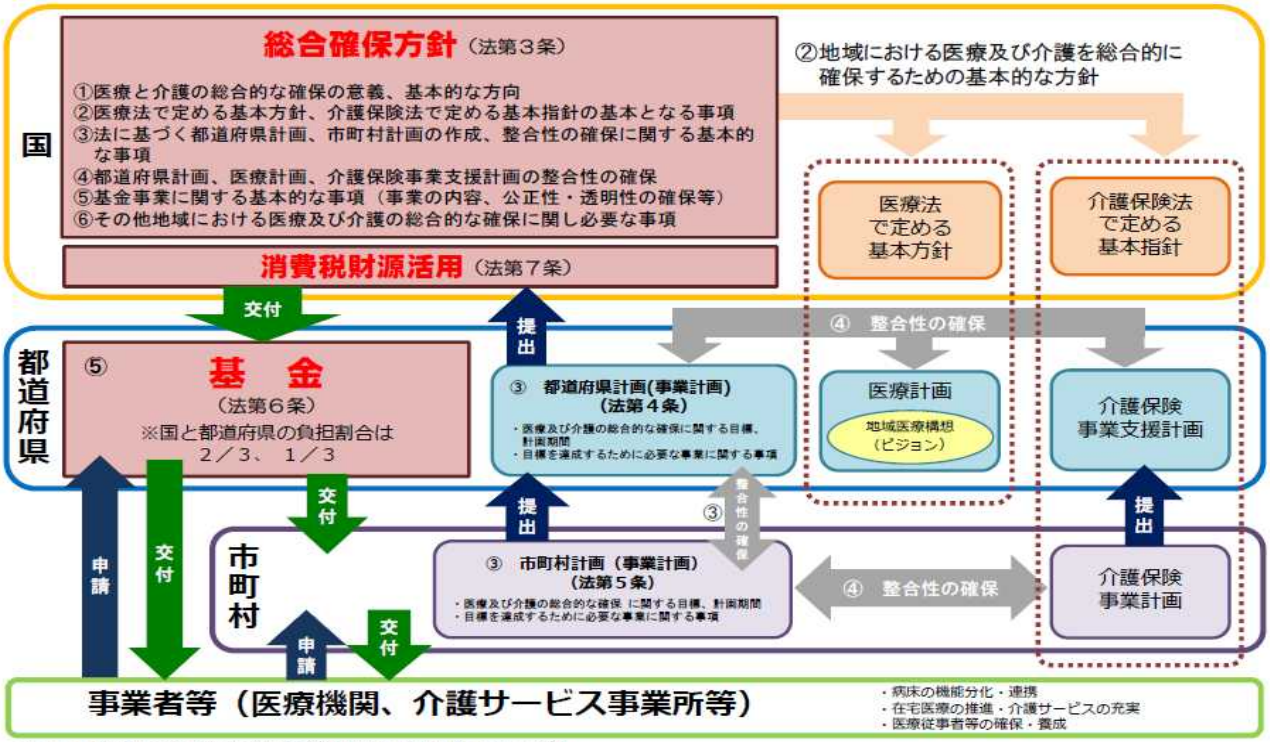

※ 法：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

厚生労働省資料

地域医療介護確保基金の予算案

地域医療介護総合確保基金（医療分）	（26年度予算額） 億円		（27年度予算案） 億円
	904	→	904

○ 平成26年6月に成立した医療介護総合確保法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護確保基金を活用し、病床機能の分化・連携に必要な基盤整備、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成に必要な事業を支援する。

地域医療介護総合確保基金（介護分）	（27年度予算案） 億円
	724

○ 平成26年6月に成立した医療介護総合確保法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護確保基金を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

医療・介護提供体制の見直しに係る今後のスケジュール

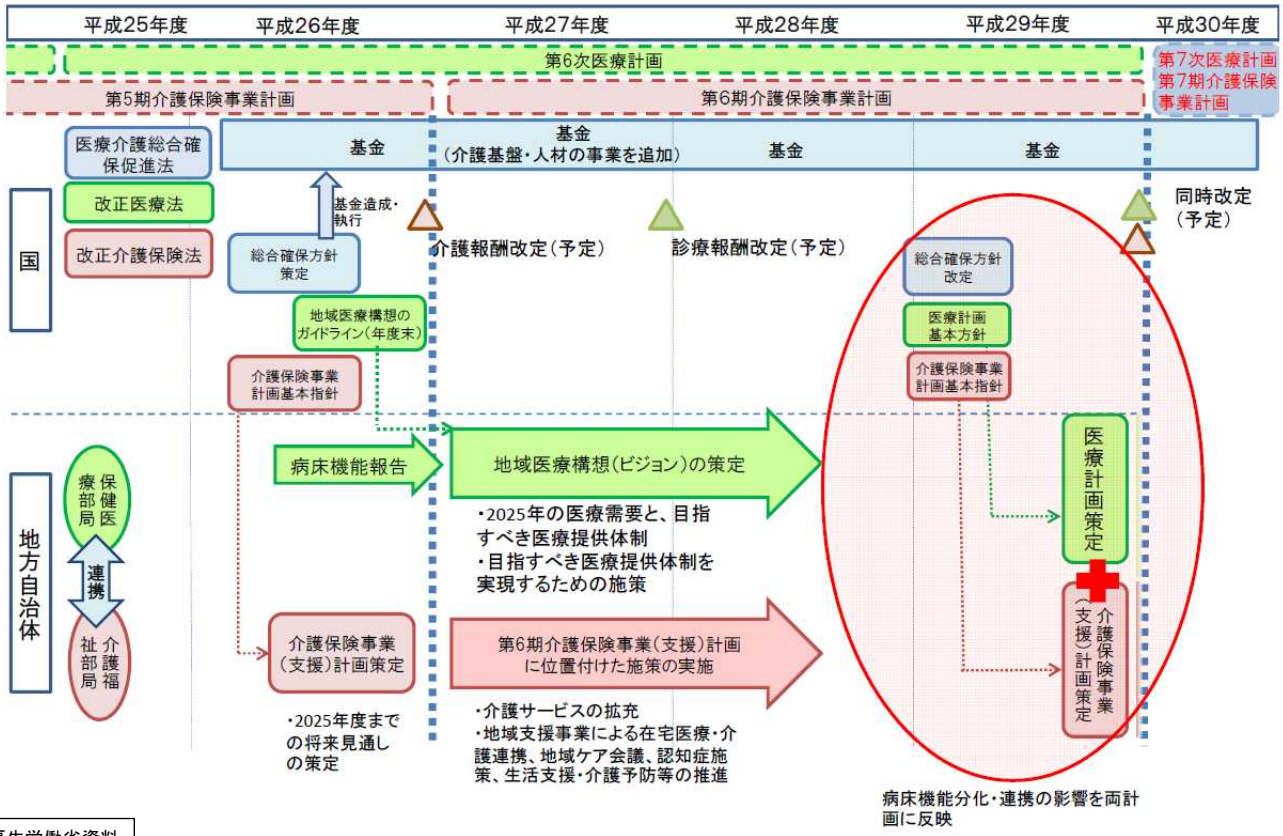

厚生労働省資料

危険ドラッグ対策の強化

危険ドラッグ対策の充実強化と薬剤師の活用

危険ドラッグの使用に起因すると思われる事故が各地で発生し、使用者本人のみならず、無関係な市民が事故に巻き込まれるという悲惨な事故の発生等、大きな社会問題となっている。指定薬物の包括指定、麻薬取締官（員）への指定薬物取り締まり権限の付与等法整備は進んでいるが、迅速な鑑定の遅れ等への対応が急がれ、そのための予算措置が必要である。

一方、薬物乱用を防止するためには、小児期からの啓発が重要であり、地域の薬局・薬剤師や教育機関における学校薬剤師を活用した啓発活動を強化するための予算措置もお願いしたい。

厚生労働大臣へ要望（H26.9）

医薬品医療機器等法の一部改正

H26.12.17施行

改正前		改正後
指定薬物［精神毒性があるとして厚労大臣が指定する物］ 製造、販売、所持、使用、広告等を禁止 直罰	精神毒性の検査が不要であり、名称、形状、包装で判断ができる	指定薬物 現行法＋広告中止命令 間接罰
指定薬物である疑いがある物 検査命令＋ 製造、販売等の停止命令 （店舗単位）	対象物を拡大 停止命令の全国化 インターネット対策	指定薬物である疑いがある物 ＋指定薬物と同等以上に精神毒性を有する疑いがある物 ・（店舗単位）検査命令＋ 製造、販売、広告等の停止命令 ・（全国単位）製造、販売、広告等の禁止 ⇒禁止行為に中止命令 ・違反広告についてプロバイダに対して削除要請できる ・プロバイダは削除した場合、損害賠償責任を負わない （注：無承認医薬品についてもネット対策を実施） ・薬物の濫用防止のための教育・啓発 ・調査研究の推進　・関係行政機関の連携協力 ・依存症からの患者の回復に係る体制整備

危険ドラッグ対策の予算案

危険ドラッグ対策の強化

（26年度予算額） 百万円		（27年度予算案） 百万円
116	→	301

○ 社会問題化している危険ドラッグの販売を実態的に抑えこんでいくため、医薬品医療機器等法に基づく検査命令や販売停止命令を積極的に実施するため、国立医薬品食品衛生研究所の分析体制を強化するとともに、民間検査機関への分析業務の委託などを進める。

（参考）

【平成26年度補正予算案】 394百万円

○ 社会問題化している危険ドラッグの販売を実態的に抑えこんでいくため、危険ドラッグの指定薬物への迅速化等を図るための分析・鑑定機器の整備を行う。

【平成26年度緊急増員】 29名

○ 危険ドラッグの撲滅に向けた、麻薬取締部における危険ドラッグの取締体制を強化するため、危険ドラッグ販売店舗の多い地区では専任チームを倍増し、その地区では専任の体制を設けるなどの緊急増員を行う。

地域における薬局・薬剤師の役割

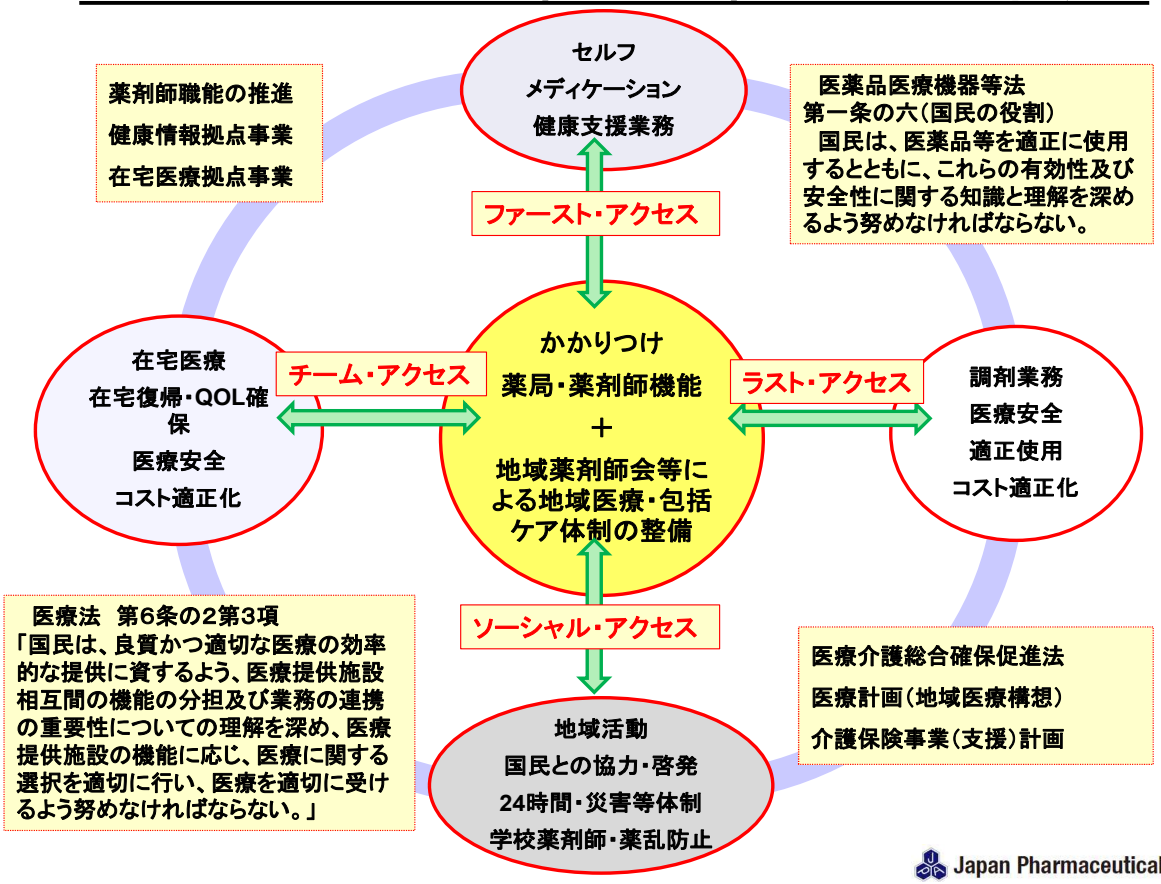

税制改正要望について

1．保険調剤等に対する非課税制度に関する仕入税額控除

社会保険診療報酬については、「社会政策的配慮に基づくもの」として「非課税」となっている。しかし、薬局での医薬品の購入や設備投資には消費税が課税となっており、消費税導入時、その後の引き上げの際にも調剤報酬点数の引き上げがなされてきているものの、正しく転嫁されているとは思われない。

今後、消費税が10%への引き上げが予定されており、患者負担を増やすことなく、仕入れ税額控除が可能となる制度への変更を強く要望する。

厚生労働大臣へ要望（H26.9）

2. 薬学教育に係る長期実務実習費の非課税化

薬学の6年制教育においては、薬局、病院における、それぞれ11週ずつの実務実習が義務付けられている。薬学部においては大学付属の実習施設がないため、外部の施設への委託により実施されている。

一方、学校の授業料は非課税扱いとなっているが、教育の一環であるにもかかわらず長期実務実習費には消費税が課税されている。授業料と同様に、非課税とするよう強く要望する。

厚生労働大臣へ要望（H26.9）

3. 薬局に係る不動産取得税・固定資産税の軽減措置の創設

セルフメディケーションの推進のためには、国民が、専門家の適切なアドバイスのもと、一般用医薬品等を、安全かつ適切に使用できる環境を整備することが重要であり、日本再興戦略にも薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれている。

このため、要指導医薬品や一般用医薬品の適切な販売体制を整備すること等により、セルフメディケーションの推進に取り組む薬局が取得する不動産に係る不動産取得税・固定資産税の軽減措置を創設するよう強く要望する。

厚生労働大臣へ要望（H26.9）

ご清聴ありがとうございました

Japan Pharmaceutical Association